様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７－１	研究管理		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	９．環境政策の基盤整備 ９－３．環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞							
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：62%	86%	91%	98%	98%	
＜関連した指標＞							
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	－	平成 29 年度実績：18 件	調査対象（※1） 53 件中 38 件	調査対象（※1） 42 件中 23 件	調査対象（※1） 40 件中 27 件	調査対象（※1） 42 件中 31 件	
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	－	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件	
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	－	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回	
プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等	－	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	
研究コミュニティ等に向けた成果の普及	－	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回	

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
従事人員数	10	10	10	23	

	活動							
	一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	－	平成 29 年度実績：無し	1回		2回	3回	
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	－	平成 29 年度実績：2 回	1回	0回（資料の HP 掲載により周知）	1回	1回	
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	－	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題（代替措置とした書面検査は 5 課題）	47 課題（代替措置とした書面検査は 19 課題）	66 課題	

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて１回開催

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）研究管理 ＜評価指標＞ (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62％） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 第４期中期目標	（1）研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評	（1）研究管理 (A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70％以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 令和２年度に立案し、令和３年度に改良を	＜主な定量的指標＞ 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上（前中期目標期間中５年間の実績平均値：62％）	＜主要な業務実績＞ (A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70％以上を確保 令和３年度に終了した81課題の事後評価は、全ての課題がＳ～Ｂとなり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、98％（79/81課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対第４中期計画目標値140％） また、若手研究者の育成を支援するため、平成30年度から一定の採択枠を設けた若手枠課題の評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は100％と高い評価を得た。 戦略的研究開発（Ⅱ型）は３課題がＳ評価、１課題がＡ評価の高い評価を得た。 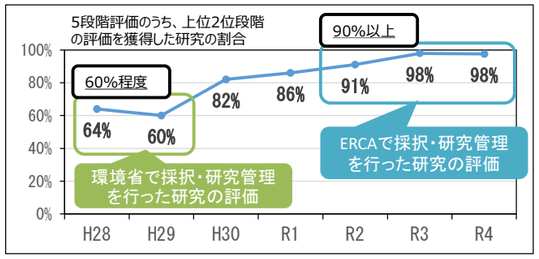 ① 客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の実施 客観性・定量性を高めた新評価方法により、令和４年度の	＜評定と根拠＞ 評定： Ｓ 平成 28 年度の環境省から ERCA への業務移管後、研究費の新たなルールの導入、研究費の利便性の向上に継続して取り組むとともに、プログラムオフィサー（ＰＯ）による専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、著しい成果を挙げた。 また、次期（第３期）SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）のＦＳの実施にあたり、ERCA は独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として初めて SIP の戦略及び研究開発計画案を取りまとめ、ガバニングボード（内閣府）から課題として成立するとの高い評価を獲得し、令和５年度から始まる第３期 SIP における研究推進法人に指定された。 以上のとおり、環境研究総合推進費に係る中期計画の所期の目標を質的に上回る顕著な成果を得るとともに、推進費の実績が評価されて新たに取り組んだ SIP においても質的に顕著な成果を得たことから、自己評価をＳとした。 具体的には次のとおり。 （１）研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症が拡大する中にあっても、オンラインによりＰＯによるに研究者への支援を継続的に行	評定	S
							＜評定に至った理由＞ 令和４年度においては、研究開始からの研究期間を十分に確保するため、中間評価の実施時期を７月から９月に変更し、また、ホームページをリニューアルし研究課題データベースを新規構築する等、研究者や国民の視点に立った改善を行った。 平成 28 年 10 月の業務移管以降、利便性の向上や研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施した結果、令和４年度事後評価の上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は 98％（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得て（対第４中期計画目標値 140％）、また、特許出願件数が過去最大の 18 件となる等、多くの実績を上げた。 さらに、当初目標にはなかった SIP 業務を追加的に実施し、ガバニングボード総合評価で「A」を		

	期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザリーボード（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。 ③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。	加えたより客観性、定量性を高めた評価方法により、中間、事後評価を実施する。また、中間、事後評価は、研究の進捗・終了後のより適切な時期に変更して実施する。 ② 新規採択された課題についてキックオフ（ＫＯ）会合を、全ての課題について原則として年１回以上、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。 ③ 中間評価において５段階評価で下位３段階または「目標達成度」が80 点以下の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（ＰＤ）と連携しつつＰＯを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は		中間・事後評価において実施した。 中間評価の実施時期については、研究開始からの研究期間を十分に確保するため、７月から９月に変更して実施した。 また、令和５年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域にまたがる研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインによりキックオフ（ＫＯ）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「ＰＯ」という。）は７月までに開催された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 令和４年度実施課題のうち、中間年度にあたる54課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題が Ｓ、Ａ評価となり、上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の比率は、100%であった（令和３年度は98.2%）。 ５段階評価（Ｓ～Ｄ）で、指導対象の下位３番目以下（Ｂ以下）の評価を受けた課題はなかったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、ＰＯの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させるようにした。 なお、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、オンラインでヒアリング評価を行った。	うなど、研究成果の最大化を図る取組を継続的に実施した結果、令和３年度に終了した 81 課題の事後評価の上位２段階の比率は、98%（79/81 課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価（対第４期中期計画目標値140%）を得た。 また、若手研究者の育成では、半期毎に研究進捗に応じてＰＯが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（16 課題）の事後評価では、上位２段階（S、A 評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。 （２）研究成果の環境政策への反映と社会実装 研究終了後の３年後に追跡調査を行った研究 42 課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された件数は 31 件（74%）であり、令和４年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は 18 件であった。 技術開発の成果（知財）については、他の研究開発法人との共催により企業を対象にした説明会（新技術説明会）を開催し、研究者と企業とのマッチングを行なうことによって、うち２課題について企業との共同研究開発に進展があった。 さらに、業務移管後の研究内容について、データベース化を図り、研究者、研究機関及び企業の担当者が検索できるシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセスの向上を図った。 （３）次期 SIP の FS の実施 令和３年までの９年にわたり SIP の研究推進法人は、独立行政法人（研究開発法人）が担ってきたが、次期 SIP の FS の実施にあたっては、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省の所管法人として、初めて ERCA が指定を受け、SIP に取り組んだ。 令和４年度の FS では、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」に係る戦略及び研究開発計画案を作成しガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価８課題、B 評価７課題のうち、他法人が SIP に継続して５～10 年にわたり参画する中で、初めて SIP に参画する研究推進法人として「A」評価を獲得し、次期 SIP の課題として成立するとの評価を得ることができた。 また、令和５年度以降の研究開発を円滑に進めるため、公募、契約、評価、研究進捗管理等を行うための研究支援体制	獲得し、次期 SIP の課題として成立するとの評価を得た。 以上のとおり当初目標を大きく上回る成果を上げており、評定は「S」とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ なし。 ＜その他事項＞ なし。

			研究費の打ち切りを検討する。			を整備した。	
	(B)他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据え的確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集･活用等を含めた､研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を実施するため､以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○　ＰＯの支援については、オンラインによるアドバイザリーボード（ＡＤ）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、令和３年度に終了した 81 課題のうち 79 課題（98%）が上位２段階（Ｓ、Ａ評価）の高い評価を得た。（対中期計画目標値 140%）	
	(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む)）件数（平成 29 年度実績：18 件） (SIP に係る指標) (b1)研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 (推進費に係る指標) (b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） (SIP に係る指標) (b2)コアメンバー会議の開催回数	①推進費において、環境省の政策担当者及びＰＤと連携し、ＰＯや機構職員がＫＯ会合やＡＤ会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（以下「ＳＩＰ」という。）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってＰＤの方針に従い、研究開発を推進する。 ② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願	① 環境省の政策担当者及びＰＤと連携し、ＰＯや機構職員が政策検討状況の情報提供､助言等を行う。また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート（半期報）の提出を求め､進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。 ② 研究成果の社会実装を推進するため､産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛	(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む)）件数（平成 29 年度実績：18 件） （SIP に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 (推進費に係る指標) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件） (SIP に係る指標) コアメンバー会議の開催回数	① 政策検討状況の情報提供、助言等 ＫＯ会合・ＡＤ会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、ＰＯや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。 また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてＰＯから助言を行うなどフォローアップを行った。 ② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和４年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は18件であった。 技術開発成果（知財）は、前年度に引き続き新技術説明会で紹介するなどし、研究者と企業とのマッチングを行った。その結果、令和３年度の新技術説明会で発表した５課題のうち２課題について共同研究開発等の進展が見られた。	○　新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、ＰＯは全てのキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 ○　研究費の適正執行と研究不正の防止取組の強化については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事務処理説明会は、オンラインで開催し、研究費の適正執行と不正防止の取組に引き続き取り組んだ。 なお、令和３年度末に研究機関から提出された研究不正に関する調査報告書に基づき、令和４年４月に不正使用された研究費の返還命令及び推進費への申請等資格の制限を行った。 また、実地検査は、新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しつつ、実地による検査を実施し、計画通り 66 課題の検査を終了した。 （２）研究成果の環境政策への反映と社会実装 ○　研究成果の環境政策等への貢献では、環境省が実施した令和４年度追跡評価の対象となった 42 課題のうち 31 課題（74%）について、環境政策への反映が確認された。一例として、統合領域での研究では、日本固有の事情に即した SDGs ローカル指標及び自治体における SDGs 達成に向けた取組や成功事例を登録・検索・共有することを可能とする「ローカル SDGs プラットフォーム」を開発し、内閣府の「地域創成 SDGs ローカル指標リスト」として公表されたほか、本研究で構築したデータが大阪府の SDGs ビジョンや沖縄県の SDGs アクションプランの策定に活用された。	

		件数を把握する。	り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。		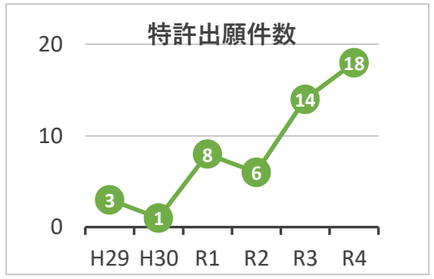	○　研究成果の社会実装については、「川崎国際環境技術展」、「エコプロ 2022」、「新技術説明会（JST 共催）」を開催し、最新の技術開発成果の紹介を通じて、研究者と企業とのマッチングの機会を提供するなど積極的に取り組んだ結果、５者から個別面談等の問い合わせがあった。 　また、令和３年度の新技術説明会で発表した２課題について、追跡評価の結果、企業との共同研究開発の進展が見られた。 　また、国際展開として、「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」において、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を紹介した。 　さらに、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当のコーディネーターを新たに配置した。	
	(推進費に係る指標) (b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	③ 環境省が開催する追跡評価専門部会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。令和２年度に実施された制度評価の結果や人的な交流等により、他の研究機関等における知見やノウハウの情報収集に努め、次年度の公募や研究管理に活用する。	（推進費に係る指標） 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：なし）	③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 　環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 　なお、令和元年度に終了した調査対象 42 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む）。）は 31 件（74%）であった。 　また、中間・事後評価の実施方法の見直しに当たっては、他の配分機関等の実施方法を調査し、意見交換の場を設けるなど、知見やノウハウの情報収集に努め、実施方法に反映した。 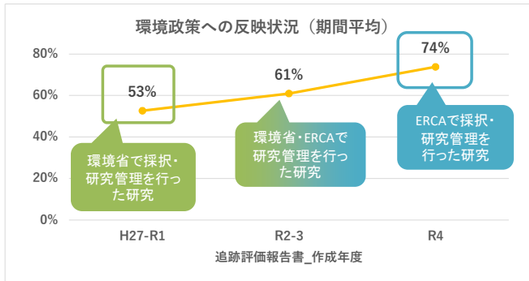	（３）次期 SIP のＦＳの実施 ○　令和５年度から開始の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、その FS を独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて環境再生保全機構が研究推進法人に指定された。 　SIP では、企業から提出された RFI 77 提案の分析・評価を行い、FS 実施方針（内閣府　検討 TF 決定）に基づき FS を実施し、戦略及び計画案を作成し内閣府に提出した。（コアメンバー開催回数 23 回、ワークショップ２回、タウンミーティング１回、サイトビジット８か所）	
	(推進費に係る指標) (b4) プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、ＰＯ体制の強化、役割の見直し等により、ＰＯによる研究支援を強化、充実する。	④ ＫＯ会合、ＡＤ会合などが Web にて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を進める。また、研究情報管理基盤システムの利便性向上やデータ利活用（操作性、機能性等の改善）などにも引き続き取り組み、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。更に	（推進費に係る指標） プログラムオフィサー（ＰＯ）のキックオフ（ＫＯ）会合、アドバイザリーボード（ＡＤ）会合への参加課題数等（平成 29 年度実績：全課題参加）	④ ＰＯのＫＯ会合・ＡＤ会合の参加及び研究支援の充実 　研究者が主催するＫＯ会合、ＡＤ会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムで開催されたものも含め、ＰＯは全てのＫＯ会合、ＡＤ会合に参加した。 　革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についてもＰＯから指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。 　技術開発課題の社会実装を推進するため、該当課題については、研究管理を行うＰＯに加え、社会実装支援担当のＰＯも配置し、１課題につき２人のＰＯ体制で、研究支援と社会実装支援（特許の取得や企業とのマッチング）を充実させた。 　また、令和４年７月にかけて研究情報管理基盤システムの機能改修を実施し、zipファイルのアップロードを可能とす	＜課題と対応＞ ○　研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進するため、国内外に対して研究で得られた新技術を積極的に紹介していく。また、令和４年度に新たに配置した、知財戦略や企業とのマッチングを助言・指導する社会実装支援担当の専任のコーディネーターにより、研究者への支援を強化していく。 ○　令和５年度から開始される次期 SIP について、戦略及び計画に基づき公募を行うとともに、プログラムディレクターの要請に基づき、他の SIP 課題との連携や、ピアレビューなどガバニングボードによる評価に必要な自己評価（ピアレビュー）など、研究管理を進めていく。	

			は、技術開発課題の社会実装を推進するため、特許の取得や企業とのマッチングを支援するＰＯを配置し、研究者を支援する。		るなど利便性を向上させた。これにより、研究者からの成果報告書類の提出（10ファイル）を始めとする各種提出書類を１つのzipファイルとしてアップロードが可能となり、研究者の作業負担の軽減に繋げた。		
		⑤ＳＩＰについては、研究開発計画に基づき公募を行うための公募説明会を開催するとともに、効果的に研究管理を行うため、外部有識者（関係府省庁を含む。）によるコアメンバー会議を開催する。	⑤ 第３期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題候補（サーキュラーエコノミーシステム）について、フィージビリティスタディの実施方針に基づき基礎的調査等を行い、研究開発テーマを整理するとともに研究開発計画案を 12 月末までに作成する。また、次期 SIP の実施に向けて必要な体制を構築する。		⑤第３期戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の課題候補に係るフィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査等 SIP は、科学技術イノベーション実現のために平成 26 年度に創設した国家プロジェクトであり、総合科学技術・イノベーション会議（議長 内閣総理大臣）が令和５年度から開始予定の次期 SIP において、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、令和４年度は、そのフィージビリティスタディ（以下「FS」という。）が実施された。これまで SIP の研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、FS の実施にあたり、環境再生保全機構は、独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めて SIP の研究管理に取り組むこととなった。 FS では、PD 候補の下、企業等から提出された RFI（Request For Information）77 提案の評価・分析を行い、RFI 提出企業等 29 社に対しヒアリングを実施、FS 実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討 TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。 ●基礎調査と個別テーマ調査 基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。 ●コアメンバー会議の開催 PD 候補、サブ PD 候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、FS 実施方針、研究開発計画書案を策定する他、FS の進捗を管理する会議体で、毎週一回開催し FS 実施期間中に 23 回開催した（FS 参加企業も含めた全体会議は毎月一回開催）。 ●ワークショップの開催		

					FS 担当機関に対し、SIP の狙い、CE 動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第１回（９/22） ・SIP の狙い、CE 基礎調査・全体像案の共有、CE と TCFD/TNFD、パネルディスカッション 第２回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和４年 10 月９日（日）　東京ドームシティ　ラクーアガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（８カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これら FS の調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A 評価８課題、B 評価７課題のうち、他法人が継続して SIP に参画するなか、はじめて SIP に参画する研究推進法人として A 評価を獲得することができた。		
	(C)研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。	研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進	(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進		
	(推進費に係る指標) (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29	① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効	① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症	(推進費に係る指標) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：１回）	①研究成果の普及 令和３年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和３年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、		

	年度実績：１回） (SIP に係る指標) (c1)SIP に関する情報発信回数	果的な成果の普及及びその支援を行う。	の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、必要に応じて、ＰＯが各課題の研究成果の概要を環境省各担当課室に説明し、研究成果の橋渡しを行うなど、環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。	(SIP に係る指標) SIP に関する情報発信回数	研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。 また、令和４年９月 24 日に「都市と気候変動」をテーマとしたオンラインシンポジウムを日本環境共生学会と合同で開催した。（参加者 114 人） カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するため、「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」（経済産業省、文部科学省、環境省が設立し、約 200 の大学等が参加）に幹事機関として参画し、各大学の取組の情報を収集した。		
	(推進費に係る指標) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。	② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化にむけて、機構 Web サイトのプラットフォーム展開、英語版コンテンツの作成など情報発信ツールとしての活用を拡充し、研究成果を積極的に発信する。また、研究成果の国際展開の強化に向けて、国際共同研究の実現に向けた検討を進める。	(推進費に係る指標) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）	② 「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（32件）。 また、推進費の研究成果の国際発信を推進するため、令和４年12月５日に「ISAP2022（持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム）」（IGES主催）のテーマセッションをオンラインで開催し、推進費で実施している海洋プラスチックに関する研究成果を世界に向けて発信した。（参加者84人）		
		③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。	③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。また、技術開発課題の社会実装を推進するため、新技術や産学連携に関心のある企業関係者に向けたイベント等を開催する。		③ 機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2022年版　推進費パンフレット」を制作（5,600 部）し、各研究機関、大学等に配布した。 ８月に推進費ホームページをリニューアルし、推進費の研究課題データベースの新規構築、訴求力の高いイベント・プレスリリースのページを作成するなど、推進費の実施状況や最先端の科学的情報を提供できるプラットフォームを構築した。また、11月より、研究成果等の情報発信強化のため、SNS（Twitter）の運用を開始した。 推進費で得られた研究成果の社会実装を目指して、「川崎国際環境技術展（11月）」、「エコプロ2022（12月）」、「新技術説		

					明会（令和５年３月）」（JST共催）において、研究者と企業とのマッチングの機会（１対１の個別相談の場）を提供する（全10課題を紹介）。また、令和３年度の新技術説明会で発表した研究（５課題）の追跡評価結果によると、うち２課題において共同研究開発等の進展が見られた。		
	(D)研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数(平成29年度実績:50 課題) （SIP に係る指標） (d2) 実地検査を実施した研究課題数	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低１回は行う。	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保･不正使用の防止を図るため、実施方法を工夫して、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低１回は行うことを基本とし、計画的に行う。また、これまでの実地検査及	研究費の適正執行及び研究不正の防止 (推進費に係る指標) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回） (SIP に係る指標) (d1)研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数 (推進費に係る指標) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIP に係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞	(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組 ① 使用ルールの周知徹底 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び研究機関の会計事務担当者に対する事務処理説明会をオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した（参加者数：255 名）。 なお、研究不正事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限）を行うとともに、研究機関に対して研究費の返還請求を行った。 ② 実地検査の実施 研究機関における適正な研究費執行の確認と、適正執行の指導を行う実地検査について、令和４年度の実地検査計画を策定するとともに、66課題の実地検査を、令和４年９月から12月の期間で計画通り実施した。 実地検査の結果、一部において収支簿への記載誤りや支出費目の誤りが見受けられたことから、適切に指導を行った。		

			び書面検査を踏まえ、より効率的・効果的な検査の実施方法等（実地に依る場合、書面に依る場合、対象課題（機関）の選定など）の検討を進める。	―			

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ－７－２	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第１項第８号～10 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を２割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	９．環境政策の基盤整備 ９－３．環境問題に関する調査・研究・技術開発

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞							
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第３期中期目標期間中５年間の水準以上を確保	－	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319	
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60	
＜関連した指標＞							
外部有識者委員会の開催回数	－	平成 29 年度実績：３回/年、領域毎の研究部会の開催回数：各２回/年	委員会３回/研究部会 11 回（領域毎の研究部会各２回/年）※	委員会３回/研究部会 13 回（領域毎の研究部会各２回/年）※	委員会４回/研究部会 19 回	委員会３回/研究部会 17 回	
新規課題説明会の開催回数	－	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年	１回	０回（資料の HP 掲載により周知）	１回	１回	
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	－	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14	6/14	

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※各３回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各２回/年となったもの。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	
決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	
経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	
経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	
行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	
従事人員数	10	10	10	10	

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
	（２）推進費の公募、審査･評価及び配分事務 (A) 高い研究レベルを確保するため､応募件数は 前中期目標期間中５年間の水準 以上を確保 前中期目標期間中５ 年間の実績平均値: 261 件／年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)応募件数の増加が目的ではなく､高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから､申請件数については、前中 期目標期間中 の水準 以上を確保 する設定とする。	（２）推進費の公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。	（２）公募、審査・評価及び配分事務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究･技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため､以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより､応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保する。（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年） ① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応するため、ＰＯ及び機構職員に	＜主な定量的指標＞ 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保（前中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 第３期中期目標期間中５年間の応募件数（実績平均値：261 件以上）の水準以上を確保 令和４年９月 16 日から 10 月 21 日まで、令和５年度新規課題の公募をした結果、319 件（戦略研究プロジェクトを除く）の申請があり、第３期中期目標期間中５年間の実績平均値（261 件）を 22%上回る増加となった。 令和５年度新規課公募では、ミディアムファンディング（2,000 万円以内）の本格実装に加え、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 円以内の申請枠を設けたとともに、特に提案を求める研究開発テーマとして、カーボンニュートラルに特に資する行政要請研究テーマに該当する課題、多様な分野による総合的な知見により環境政策へ貢献する課題を設定し、公募を行った。 （表１）新規課題公募申請件数の推移 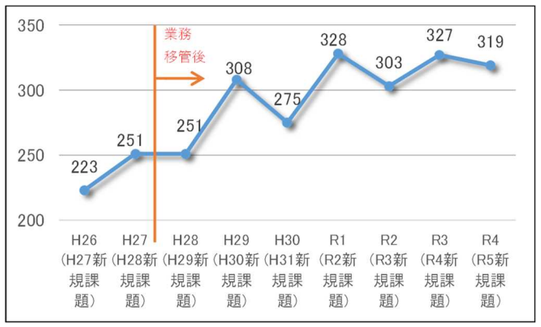 ①効果的な広報展開 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2022 年版推進費パンフレット」を制作（5,600 部）し、各研究機関、大学等に配布した。 令和５年度新規課題の公募説明会については、オンラインにより２回開催した。第２回オンライン公募説明会では、行政ニーズへの対応の強化を図るため、新たに環境省担当課室の担当官が行政ニーズ（約 50 の行政要請研究テーマ）を説明する機会を設けた。２回のオンライン公募説明会には 600 名を超える多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・	＜評定と根拠＞ 評定：A 平成 28 年度の環境省から ERCA への業務移管以降、研究内容の「質」を確保するため、公募における公募件数の拡大や若手研究者の育成を図るといった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、自己評価を A とした。 具体的には次のとおり。 （１）公募の応募件数 高い研究レベルを確保するため、令和５年度の公募に当たり、より多くの研究者に研究提案の機会を提供するため、研究費の規模を中規模にしたミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題の本格実装を行った。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンライン個別相談会を新たに開設するなど積極的な広報に努めた。これらの結果、目標を上回る 319 件（前中期目標期間の実績平均値 261 件に対し 22%増）の応募を獲得することができた。 （２）若手研究者の育成 人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る 60 件（中期計画目標値 32 件以上／年に対し 88%増）の若手研究者からの応募を獲得することができた。 また、若手研究者に対して、プログラムオフィサーによる研究マネジメント講習等を通じた育成支援を継続して実施した。 ※若手枠課題（16 課題）の事後評価では、上位２段階（S、A 評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた。（１－７－１再掲） （以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）公募の応募件数 ○ 令和５年度新規課題の公募については、ミディアムファンディング（2,000 万円以内）課題を本格実装して一定	評定：A ＜評定に至った理由＞ 多くの研究者に研究提案の機会を提供するためミディアムファンディング課題を本格実装し、革新型研究開発（若手枠）に新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなど､公募区分の改善を実施した。 また､オンライン個別相談会を新たに開設するなど､新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも適切な広報を実施した。 これらの取組の結果､応募件数は目標を上回る 319 件（目標値 261 件に対し 22%増）、革新型研究開発（若手枠）では目標を大きく上回る 60 件（目標値 32 件以上に対し 88%増）を得ており、評定は「A」とする。 ＜その他事項＞ なし。

			よるオンライン相談会を年間通じて開催する。広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。推進戦略に掲げる重点課題の解決に向けて効果的に研究を進めるため、研究の実施状況等を整理するとともに、今後の研究のあり方について、他の研究の動向も踏まえ、戦略的な視点で組織的に検討する。		アドミニストレーター）の参加が得られた。 ＰＯ及び職員によるオンライン個別相談会（通年開催）では、53 件の個別相談を実施し、推進費制度の説明や研究提案上の留意点に関するコーチングを実施した（昨年度実績 26 件）。 ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。本年度は SBIR（Small Business Innovation Research）制度による支援の強化のため、中小企業等への周知拡大を図ったとともに、大気環境学会の抄録、日刊工業新聞（誌面及び電子版）、環境新聞（誌面）に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。 環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和５年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図った。環境政策の最新の動向、推進費で求められる研究成果等を把握し、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価関連資料の作成やきめ細やかな説明等を行った。 （資料編 P80_推進１　環境研究総合推進費　令和５年度新規課題公募要領（抜粋版）） ② 広報の早期化 第１回 環境研究推進委員会（７月７日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の７月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。	の採択枠を設けた。また、公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を開設した。（相談があった 53 件のうち 38 件が応募に繋がる）これらの結果、319 件の応募を得ることができた。（前中期目標期間の実績平均値比 22%増） （２）若手研究者の育成 ○　革新型研究開発（若手枠）について、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、新たに 300 万円以内の申請枠を設けるなど見直しを行った。 また、公募説明会等において若手枠を積極的に広報するとともに、若手枠を含め個別相談会を新たに開設するなど広報を積極的に行った結果、目標を上回る 60 件の応募を得ることができた。（対中期計画目標値比 88%増） さらに、環境政策の貢献に資する質の高い研究を確保するため、環境省各局担当者に令和 5 年度新規課題公募で提示された行政要請研究テーマ等に関するヒアリングを実施し、各局との連携強化を図るとともに、評価委員の推進費制度の理解促進に繋がるよう、評価書の改訂等を行った。 ＜課題と対応＞ ○　環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めていく。 ○　革新型研究開発（若手枠）について、制度評価フォローアップ専門部会（環境省）の提言を踏まえ、若手研究者の応募拡大に向けた検討を行う。	
		② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。	② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。				
	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)政府方針 において若手研究者の育成、活躍推進が求められ	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。	(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年を確保する。（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）	革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上／年（業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年）	(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 32 件以上/年確保 革新型研究開発（若手枠）は 60 件の申請があり、第４期中期計画に掲げる目標（32 件）を 88%上回る増加となった。		

	ており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では (a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、制度評価フォローアップ専門部会の提言を踏まえ、比較的小規模な課題を一定数採択する仕組を導入し、公募を行う。公募説明会では、若手枠について積極的に周知する。		① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については新たに 300 万円/年の申請枠を新設し、第３期中期目標期間の採択枠（平成 30～31 年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し公募を行った。		
		② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。	② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。		② 若手研究者の育成支援 公募説明会では、若手枠の 300 万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度等について、積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、ＰＯによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。		
	(C)研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(C) 透明で公正な審査・評価の実施		
	＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：３回年)、(領域毎の研究部会の開催回数:各２回/年)	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。	外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：３回/年)、(領域毎の研究部会の開催回数：各２回/年)	①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 令和５年度新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を３回開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を 17 回開催し、業務を適切に運営した。		
		② 外部有識者により構成される推進委員	② 外部有識者により構成される推進委員会及		② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、昨年度の		

		会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。	び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムの利便性向上に取り組み、データの利活用をさらに進めることにより、研究評価を効果的に実施する。		公募審査における課題等を抽出の上、職員とＰＯによるプロジェクトチームを設置し、下記事項について見直しを行った。 ア．評価体制の強化 多様な分野の研究の評価、研究費の細分化による申請件数増加に対応するため、書面評価委員を大幅に増員（新たに 50 人に委嘱）し、審査の高度化及び評価委員全体の負担軽減を図った。 イ．公募対象外要件に関する該否審査及び周知の徹底 他府省や環境省の他の事業との重複を避けるため、プレ審査の実施方法を見直ししたほか、公募対象外要件の公募要領への明確な記載や申請書に公募対象外要件に該当していない旨のチェックボックスを設けるなどの工夫を行った。 ウ．採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 （資料編　P86_推進２　環境研究総合推進費　令和５年度新規採択研究課題）		
	(D)予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。	予算の弾力的な執行による利便性の向上	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上		
	＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした	① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールのより一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を	新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）	① 予算の弾力的執行と利便性の向上 研究代表者及び研究分担者の所属機関内での所属部署変更や役職名の変更については、変更届及び変更を反映した研究計画書の提出を義務付けていたが、所属機関内での異動や役職変更は多くあることから、研究機関における事務の負担軽減のため変更届を廃止し、変更を反映した研究計画書の提出のみとした。 また、研究費の使用ルールの徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、新規に採択された課題も含め、研		

		説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。	工夫して説明会を実施することなどにより、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。		究者及び研究機関等の会計事務担当者に対する事務処理説明会を、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえオンラインで開催し、直接、参加者に対して周知した。		
	(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30 年度 実績：平成30 年5 月31 日）	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成30 年度 実績:平成30 年5 月31 日） ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	② 契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受理後、2か月以内に契約書又は交付決定通知書を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新規課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を、相手方の事情により手続きができなかった1機関を除き、6月14日までに発送した。なお、研究代表機関への研究費の支払いについても、相手方事情により手続きができなかったものを除き継続契約課題については5月31日までに、新規契約課題については7月30日まで支払いを完了した。		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－１	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%		除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%		除く人件費、効率化除外経費等

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（1）経費の効率化 ①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125 %以上の削減を行うこと 。	（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	（1）経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125％以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	＜主な定量的指標＞ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。	＜主要な業務実績＞ ① 一般管理費 一般管理費（令和４年度計画予算額→令和４年度実績額） ▲17 百万円（84 百万円→67 百万円） ⅰ）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上:令和４年度の削減水準は平成 30 年度比▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ令和４年度予算（84 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額（67 百万円）は第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和４年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 一般管理費 ⅰ）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲25.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和４年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和４年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。		

	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業 、ポリ塩化 ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費 による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費 （人件費、システム関連経費、競争的研究費及び 効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び 効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5 %以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。（消費増税による増加分を除く。）	公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 5%以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	② 業務経費 業務経費（令和４年度計画予算額→令和４年度実績額） ▲152 百万円（1,411 百万円→1,259 百万円） ⅰ）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲５％以上:令和４年度の削減水準は平成 30 年度比▲4.0%）を達成すべく、所要の額を見込んだ令和４年度予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 （資料編 P89_共通１　予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P91_共通２　計画額及び実績額（令和４年度））	ⅰ）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和４年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲18.8%（公健▲19.7%、石綿▲31.6%、研究▲24.5%、基金▲13.1%）となり、目標を上回る水準を達成した。 ⅱ）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ＜課題と対応＞ ○　一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況等について四半期毎に理事会に報告する。	

	してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。						

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－２	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年６月末公表値：105.9	令和２年６月末公表値：105.4	令和３年６月末公表値：107.9	令和４年６月末公表値：105.9		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（２）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 ＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、国家公務員指数	（２）給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	（２）給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。	＜主要な業務実績＞ 令和３年度の給与水準及び検証結果について、令和４年６月 30 日に機構ホームページ上に公表した。 令和３年度の対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 105.9（令和２年度指数 107.9）であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。 ○給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。 ○給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。 ＜課題と対応＞ ○引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）は 105.9（令和２年度指数 107.9）となっており、前年度に比べ 2.0 ポイント減少している。機構で大卒以上の職員や管理職が占める割合、住居手当支給割合が国と比べて高いこと等を鑑みると、妥当な水準であると考える。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、令和３年度業務実績評価結果が B 評価であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。		

	や他の独立行政法人との比較 、対前年度比、経年 比較による趨勢分析等 。						＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－３	調達の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

（単位：件、百万円）

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
①調達等合理化計画の実施状況														
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465			
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199			
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266			
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57			
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522			
②一者応札・応募の状況														
２者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394			
１者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71			
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465			

（注１）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注２）各年度の上段（　）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（３）調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 ＜関連した指標＞ 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	（３）調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	（３）調達の合理化 ① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。	＜主な定量的指標＞ 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	＜主要な業務実績＞ ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和４年度調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 ⅰ）随意契約の状況 令和４年度は、契約件数 42 件、契約金額 522 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件、57 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 ⅱ）一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。【実施割合:100%】 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。 ⅲ）入札参加機会拡大のための取組み （ア）環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和４年度に締結した契約 42 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 また、競争性のない随意契約 11 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 調達にあたっては、入札参加機会拡大の取組みを図るとともに、一括調達など効率的かつ効果的な調達を実施した。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 令和４年度に締結した契約 42 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 11 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付している。また、競争性のない随意契約 11 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 契約監視委員会において、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和４年５月に策定、６月に公表を行っており、また、令和４年度に締結した契約 42 件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

					参加機会の拡大を図った。 （イ）発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。 ⅳ）効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 ｖ）新型コロナウイルス感染拡大防止への対応 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における入札書の郵送による受付や入札説明書等の資料の交付をメール送信とすることを継続するとともに、入札説明会のほか提案書等に係るヒアリングの開催をオンラインとするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。		
		② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会よる点検など、ＰＤＣＡサイクルによる調達等の合理化を推進する。 ｉ）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、	② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 ｉ）調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、		② 調達等合理化の取組の推進 ｉ）随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和４年度の競争性のない随意契約 11 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、	② 調達等合理化の取組の推進 令和４年５月に契約監視委員会を開催し、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和４年５月に策定、６月に公表を行った。 また、令和４年度に締結した契約 42 件については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。 ＜課題と対応＞ ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サ	

		その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ⅱ）調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。	その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。 ⅱ）調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:11 件（全件）】 ⅱ）契約に係る審査体制の活用 （ア）機構内における審査体制 ａ．契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和４年度は、本委員会 27 回、分科会 18 回を開催し、計 53 案件の審査を実施した。 ｂ．その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、令和４年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・1,000 万円以上の予定価格の設定 1,000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ）契約監視委員会による審査 令和４年度は、競争性のない随意契約 11 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から	イクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	

					構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 　また、令和４年５月に開催した契約監視委員会において、令和３年度の契約の状況に係る報告及び「令和３年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和４年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 ⅲ）不祥事の発生の未然防止等のための取組 　機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を、また、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修機会を設けた。さらに、11 月 30 日に公正取引委員会より講師を招き、官製談合防止法・独占禁止法に関する研修機会を設けた。【実施結果：契約事務に関する研修、国の会計制度・契約制度等に関する研修（令和４年８月）、公正取引委員会による官製談合防止法等に関する研修会（令和４年 11 月）】 （資料編 P101_共通３　令和４年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価）		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－４	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
＜関連した指標＞								
ＰＭＯの設置及び支援実績	－	－	－	－	－	令和４年度 12 月に設置し、関連規程の整備を令和５年度３月に実施。 支援実績：計８件		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ ＰＭＯの設置及び支援実績	（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	（４）情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、令和４年度中に PMO を設置するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量的指標＞ PMO の設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定（令和４年５月） ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認（令和４年 12 月） ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施（令和５年３月） ２．令和４年度においては、以下の情報システムの整備、更改に対応した。所管部門に加え情報システム課もプロジェクトに参画し、支援を実施している。下半期に更改予定となっていたシステムは全て予定通り稼働を開始した。 【整備（新規構築）案件】	＜評定と根拠＞ 評定：A デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の精神を取り込み、規程等改正前から組織内のシステム整備案件、更改案件に対応した。これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来たことから、自己評価を A とした。 ○令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施した。 ○整備（新規構築案件）２件、更改案件６件について支援を実施し、各部におけ	＜評定に至った理由＞ 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年３月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備案件（新規構築）２件、更改案件６件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より１者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 外部サービスの利用について、ISMAP 登録外のサービスを利用する際の選定基準を定め、セキュリティを維持しつつ、選定範囲を広げる運用とするなど、情報システムの整備及び管理が適切に行われている。 以上のことから、「B」評価とした。		

					・文書管理システム（総務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和４年 11 月稼働開始済。 【更改案件】 ・勤怠管理システム（総務部）※令和５年７月稼働開始予定。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和４年 11 月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和５年１月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和４年 12 月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和５年３月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和５年度上半期稼働開始予定。 ３．稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守業者との定例会出席等、安定稼働に向けた支援も実施した。 ４．令和５年度には、機構の基幹 LAN システムの更改に向けた調達が控えており、プロジェクトチーム編成の上、対応予定である。	る新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進することで、遅延や大きな課題を残すことなく完了できた。 〇従前より１者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えることが出来た。 〇外部サービスの利用について、ISMAP 登録外のサービスを利用する際の選定基準を定め、セキュリティを維持しつつ、選定範囲を広げる運用とした。 ＜課題と対応＞ 〇令和５年３月時点で各部が保有する情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える情報システム課の要員が２名であるため、新規要員の採用や OJT 等を通じた要員育成により PMO 機能の拡充を図る。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第３」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－１	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（1）財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、	（1）財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	＜主な定量的指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ ① 適切な予算、資金計画等の作成 ｉ）令和４年度計画予算と実績（概略） 法人総計としての収入は、計画額約 465 億円に比し実績額約 477 億円と＋12 億円（＋2.6%）となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 555 億円に比し実績額約 484 億円と▲71 億円（▲12.8%）となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 ［収入］ 計画予算 33,682 百万円 実績 33,649 百万円 差額 ▲34 百万円 収入は、賦課金収入が見込みを下回ったこと等により、▲34 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 38,403 百万円 実績 32,925 百万円 差額 ▲5,479 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少等に伴う公害健康被害補償予防業務経費が見込みを下回ったこと等により、▲5,479 百万円となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A 資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和４年度において債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を５割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価をＡとした。 ○　令和３年度については、第４期中期計画に基づき、年度計画予算等を作成した。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処	評定	A
							＜評定に至った理由＞ 第４期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていると認められる。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、グリーンボンド等の購入を積極的に進め、令和４年度において債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率を５割を超えるまでに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、環境保全等に資金面から貢献し、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるこ		

	「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。	別紙のとおり。			・石綿健康被害救済業務勘定 ［収入］ 計画予算 4,454 百万円 実績 4,576 百万円 差額 ＋122 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が発生したこと等により、＋122 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,885 百万円 実績 5,611 百万円 差額 ▲274 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込みを下回ったこと等により、▲274 百万円となった。 ・環境保全研究・技術開発勘定 ［収入］ 計画予算 5,508 百万円 実績 5,660 百万円 差額 ＋152 百万円 収入は、過年度の研究費返還金を受け入れたことにより、＋152 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,511 百万円 実績 5,416 百万円 差額 ▲95 百万円 支出は、システム経費の減等により、▲95 百万円となった。 ・基金勘定 ［収入］ 計画予算 1,447 百万円 実績 1,658 百万円 差額 ＋211 百万円 収入は、都道府県補助金の増等により、＋211 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 5,351 百万円 実績 4,257 百万円 差額 ▲1,093 百万円 支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込	理を行った。 ○　資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図っている。 また、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の積極的な購入を進め、令和４年度において債券購入額に占るグリーンボンド等の比率を 57.1%までに引き上げ、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めた。 債券購入額に占めるグリーンボンド等の比率： 令和元年度　31.0% 令和２年度　20.8% 令和３年度　46.5% 令和４年度　57.1% ＜課題と対応＞ ○　今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○　引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入を進めていく。	とから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

					みを下回ったこと等により、▲1,093 百万円となった。 ・承継勘定 ［収入］ 計画予算 1,387 百万円 実績 2,127 百万円 差額 ＋740 百万円 収入は、正常債権以外の債権の回収等により、+740 百万円となった。 ［支出］ 計画予算 396 百万円 実績 224 百万円 差額 ▲172 百万円 支出は、仮差押保証金等の未執行や訴訟関係経費等が見込みを下回ったこと等により、▲172 百万円となった。 ⅱ）運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務について、87 百万円が発生し、160 百万円を取崩したため、令和３年度末残高 160 百万円に対し 73 百万円減少し、令和３年度末残高は 87 百万円となった。 なお、各勘定の内訳は以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 令和３年度末残高 75 百万円 当期発生額 －百万円 当期取崩額 75 百万円 令和４年度末残高 －百万円 （主な要因） システム更改経費の前期からの繰越分を全額取崩し ・環境保全研究・技術開発勘定 令和３年度末残高 85 百万円 当期発生額 87 百万円 当期取崩額 85 百万円 令和４年度末残高 87 百万円 （主な要因） 研究費等を翌期へ繰越し 研究費等の前期からの繰越分を取崩し ・基金勘定 運営費交付金債務なし。 ⅲ）財務の状況		

					（ア）当期総利益 令和４年度の総利益は 1,053 百万円であり、その主な発生要因は、割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等によるものである。 各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 168 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 （主な要因）－ （注）石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 ・環境保全研究・技術開発勘定 239 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・基金勘定 117 百万円 （主な要因） 業務の効率化による経費の縮減等 ・承継勘定 529 百万円 （主な要因） 割賦譲渡利息収益や遅延損害金等の雑益等 （イ）利益剰余金 利益剰余金は、令和３年度末の 12,852 百万円に対して、令和４年度は、繰越積立金取崩額４百万円、当期積立額 1,053 百万円を計上し、令和４年度期末時点では 13,901 百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 855 百万円 ・石綿健康被害救済業務勘定 －百万円 ・環境保全研究・技術開発勘定 490 百万円 ・基金勘定 598 百万円 ・承継勘定 11,957 百万円 （資料編 P89_共通１　予算と決算の対比／経費削減及び効率化目標との関係） （資料編 P91_共通２　計画額及び実績額（令和４年度）） （資料編 P104_共通４-①　簡潔に要約された財務諸表（法人全体）） （資料編 P106_共通４-②　財務情報　主要な財務データの		

		②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	②適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。		経年比較） ② 適切な資金運用 ⅰ）「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ⅱ）平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な資金運用を図る観点から、 ア. 預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ. 公害健康被害予防基金においては、令和４年度に償還された債券及び預金の償還額 41 億円について、17 銘柄、41 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 13 銘柄、29 億円） ウ. 地球環境基金においては、令和４年度に償還された債券、預金の償還額 30 億円について、14 銘柄、約 30 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 12 銘柄、21 億円） エ. 一部の資金の余裕金（維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金）について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ 26 銘柄、183 億円の債券を購入した。（令和３年度取得 29 銘柄、251 億円） これらの結果、引き続き普通預金残額の圧縮を図ることができている。（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和４年度 93.4%、平成 30 年度比 4.4 ポイント増） ⅲ）環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして積極的に購入を進めており、令和４年度においても、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を 145 億円購入（令和３年度取得 140 億円）した。 （資料編 P107_共通５　令和４年度運用方針）		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－２	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
債権残高	－	115 億円	81 億円	47 億円	32 億円	13 億円		
（うち一般債権）	－	80 億円	54 億円	35 億円	23 億円	10 億円		
（うち一般債権以外の債権）	－	36 億円	27 億円	12 億円	9 億円	3 億円		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	A
（２）承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。 ＜関連した指標＞	（２）承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下ⅰ)～ⅳ)を実施する。 ⅰ）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握	（２）承継業務に係る適切な債権管理等 ① 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。 ⅰ）約定弁済先への対応	＜主な定量的指標＞ 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権･破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。 ＜その他の指標＞- － ＜評価の視点＞ 債権残高の推移	＜主要な業務実績＞ 承継業務に係る適切な債権管理等 ①　適切な債権管理等 ⅰ）貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握 年度当初に債務者ごとの処理目標及び対応方針を踏まえた	＜評定と根拠＞ Ｓ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が懸念されたが、個別債務者に応じた適切な債権管理等の取り組みにより、債権残高の圧縮率及び債権残高に占める一般債権以外の債権比率とも数値的に過去最高レベルで処理が進んだ結果となった。さらに、特筆事項として、過大債務を抱える債務者について、事業再生計画を成立させ事業再生・再チャレンジを支援することができた。 具体的な理由としては、以下のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「Ｓ」とした。 ○　債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円圧縮し、令和４年度末 13 億円となった。 （令和３年度比▲59%）	＜評定に至った理由＞ 債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円圧縮し、令和４年度末 13 億円となった。（令和３年度比▲59%） 特に、一般債権以外の債権残高については、回収困難度が高まっている中で令和３年度末９億円から６億円の圧縮を実現し、令和４年度末３億円となっている。（令和３年度比▲67%） これは、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと等によるものであり、回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献している。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は 23%となり、令和３年度の 28%か		

	回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。	貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。	債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。		行動計画を作成し、債務者等との回収交渉等に取り組んだ。回収交渉等においては、電話による状況把握のほか、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、債務者等と直接に面談・協議等を実施し、必要に応じ Web 会議システムを活用した。 また、債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、必要に応じ債務者に問い合わせ、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。	○　一般債権以外の債権残高については、令和３年度末９億円から６億円圧縮し、令和４年度末３億円となり、圧縮率は▲67%となった。より回収困難度が高まっている中で、過去最大の圧縮率である。（圧縮率の過去平均：▲24%） これは、過大債務を抱え抜本的な事業再生手続が必要な債務者について、中小企業活性化協議会と連携し、事業再生に積極的に取り組んだ結果、事業再生計画の成立等により回収が図られたこと等によるものであり、回収の早期化、債権の早期処理に大きく貢献した。 また、債権残高に占める一般債権以外の債権比率は 23%となり、令和３年度の 28%から５ポイント低下し、過去最小の比率である。 （一般債権以外の債権比率の過去平均：35%） 数値的にも過去最高レベルで回収困難債権の処理が進んだ結果となった。	ら５ポイント低下している。 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施し、さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握している。 破産手続の終結等により回収不能となった債権５億円については、貸倒償却を迅速に実施している。 以上のことから、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉の継続、回収の早期化、回収額の極大化に関する取組について、中期計画における所期の目標を上回る成果を得られていると認められることから、「A」評価とした。
			ⅱ）延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。		ⅱ）延滞先への対応		
		ⅱ）返済慫慂 延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。	ア 返済慫慂 返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に慫慂する。		ア　返済慫慂 弁済確実性が見込めない債務者の対応については、交渉過程において債務者の資産、負債等詳細な財務状況や直近の業況、金融機関との取引状況、連帯保証人の資産状況等を把握に努めた。また、中小企業活性化協議会において成立した事業再生計画に基づき、債務者、保証人から計画どおりの回収を図った。	○　一般債権以外の債権にかかる法的処理については、債権の保全と確実な回収を図るため、連帯保証人の資産に対する差押、債務者及び保証人に対する訴訟を厳正、迅速に実施することができた。さらに、民事執行法の改正に伴い新たに創設された制度（第三者情報取得手続等）を活用し、債務者及び連帯保証人の資産情報を把握することができた。 ○　破産手続の終結等により回収不能となった債権５億円については、貸倒償却を迅速に実施した。 ＜課題と対応＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。	＜今後の課題＞ 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
		ⅲ）法的処理 債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅速に法的処理を進める。	イ 法的処理 延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。		イ　法的処理 一般債権以外の債権にかかる法的処理については、連帯保証人資産に対する差押及び債務者、保証人に対する訴訟を実施した。また、昨年度から係属中の債権者破産手続については今年度に終結した。		
		ⅳ）償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債	ウ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となっ		ウ　償却処理 破産手続の終結等により今年度末に２件（債権残高５億円）の貸倒償却を実施した。		

権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化等
将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。

た債権は迅速に償却処理を進める。

② 債権状況の明確化
当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。

② 債権状況の明確化
令和４年度中の債権残高の変動状況は下表のとおりである。令和４年度末債権残高は、令和３年度末 32 億円から 19 億円減少し、13 億円（令和３年度比▲59%）となった。

・債権残高変動状況表

（単位：億円）

債権区分	令和３年度末残高①	回収②	償却③	移入④	移出⑤	令和４年度末残高①-②-③+④-⑤
破産更生債権等	6	0	5	－	－	1
貸倒懸念債権	3	2	－	－	－	2
小　計	9	2	5	－	－	3
一般債権	23	12	－	－	－	10
合　計	32	14	5	－	－	13

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

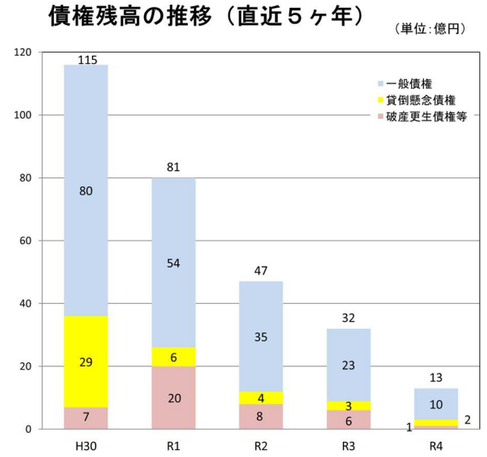

（注）各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－１	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）	－	年２回	４回	２回	２回	２回		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 ｉ）内部統制推進委員会等による取組 具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進	① 内部統制の強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。 ｉ）内部統制推進委員会等による取組 機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和４年度における内部統制を推進	＜主な定量的指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	＜主要な業務実績＞ ｉ）内部統制推進委員会等による取組 ア　内部統制・リスク管理進委員会 内部統制・リスク管理委員会を半期毎に開催（11 月、３月）し、令和４年度の取組状況について確認を行った。 イ　内部統制担当理事による職員面談	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施し事務事故の発生を抑制する事が出来たため、自己評定を B とした。 ○内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ヒヤリハットや外部意見について、機構内部の共有を強化するため、ヒヤリハットの登録様式を変更し、変更点についてイントラネットにて伝えるなど登録を促す工夫をするとともに、業務改善に対する表彰を行うことで、取組の推奨と気づきの共有を図った。 ＜課題と対応＞ ○事務事故の発生を抑制するため再発防止策を検討し、同様の事例が組織内に発生しないよう今後も取組を強化するとともに業務改善の風土の醸成を図っていく。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、適正な運用を行っている。 ヒヤリハットや外部意見について、機構内部の共有を強化するため、ヒヤリハットの登録様式を変更し、変更点についてイントラネットにて伝えるなど登録を促す工夫をするとともに、業務改善に対する表彰を行うことで、取組の推奨と気づきの共有を図っている。 以上のことから、「B」評価とした。	

	要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。 ＜関連した指標＞ 内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。	委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ⅱ）リスク管理の強化 半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	するための計画を策定し、内部統制・リスク管理委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。 ⅱ）リスク管理の強化 半期毎に内部統制・リスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて根本的な事故原因の把握と分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。また、マニュアル等を定期的に更新する仕組みを整備する。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。	＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、内部統制担当理事と職員との個別面談を実施（26 名）し、面談結果を内部統制リスク管理委員会（３月）において内部統制担当理事から委員に報告を行った。業務の多忙化、部署間の横のつながりが弱い、情報が末端まで届きづらいなどの課題がみられたため、今後の経営方針や風土改善に役立てていく。 ⅱ）リスク管理の強化 事務事故は 10 件（前年度 13 件）発生しており、例年少なかった「記載誤り」が今年度は３件発生した。事務事故は発生後速やかに役員に情報共有し、是正を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のための改善措置を行った。 特に再発防止策の策定に当たっては、単なるヒューマンエラーと捉えず原因分析と再発防止策の策定するとともに、報告書をイントラネットに掲載し、職場の教訓として情報共有を図った。 さらに、事務事故及び情報セキュリティインシデント報告の様式を統合（８月）、外部意見及びヒヤリハットの登録フォームを見直し（１月）、これら報告が業務改善ツールであることを周知した。また、業務改善の優良事例等を表彰し、取組を推奨することにより更なる気づきの共有を図った。 ⅲ）内部統制等監視委員会による検証等 ア　内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、ERCA の業務実績及び内部統制・リスク管理の状況について外部有識者による検証を受けた（７月）。 外部有識者からは、リスク管理主体を現場に移した前年度の取組について「臨場感を以って業務に臨める」と評価され、環境研究総合推進費に係る研究活動の不正行為については、研究機関に対し厳正な処分を要請すべき等の指摘をがあった。 引き続き外部有識者からのアドバイスを活かし、内部統制・リスク管理の強化を図っていく。	○組織内の情報伝達に当たっては、風通しがよく、末端まで到達させることで一体感を持った業務の遂行となるよう努める。	＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

					イ　監事による確認 ERCA の内部統制・リスク管理の状況について、監事による監査を受けた（６月）。		
			ⅳ）役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。		ⅳ）役職員のコンプライアンス意識の向上 全職員を対象としたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を実施し、コンプライアンス遵守、ハラスメント防止に対する意識向上を図った（８月～９月）。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、コンプライアンスチェックシートによる自己点検を実施し、正答率は 98.3%だった（12 月）。		
			ｖ）内部統制研修による意識の向上 内部統制に関する基礎的な知識についての研修に加え、具体事例を活用した実践的な考察力強化に繋がるカリキュラムを策定し、内部統制研修を実施する。		ｖ）内部統制研修による意識の向上 内部統制の基本的な考え方、各種報告制度等について、全職員を対象に「内部統制研修」を行った（11 月）。 一般職は基本的事項を中心に、管理職は事例研究を中心にレベル分けして役割に応じた意識向上を図った。事後理解度テストを実施し、結果を解説付きでフィードバックした（正答率約 85%）。		
			ⅵ)業務運営の効率化推進 システム等の整備に伴う効果を増大させるため、それを支える組織体制や規程の整備・強化を図る。		ⅵ)業務運営の効率化推進 情報システムを整備、管理するため、組織規程を見直し、情報システム課の所掌に PMO 設置に関する事項を盛り込み、情報システム管理規程等の整備を行った（２月）。また、電子決裁システム導入に伴ない、文書管理規程等の整備を行った（12 月）。 （資料編 P109_共通６ 内部統制の推進に関する組織体制（R5.3～））		

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－２	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
〈関連した指標〉								
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修（回数・参加率）	－	年１回・100%	１回・100%	１回・100%	１回・100%	２回・100%		
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数）	－	年２回	２回	２回	２回	２回		
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率）	－	年１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%	文書管理担当者を対象とした研修：１回・100% 新人職員を対象とした研修：１回・100%		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評定	B
（２）情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年11月12日法律第104号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ｉ)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリ	② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 ｉ）情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（旧称：政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群）」の改正状況等を踏まえ、機	＜主な定量的指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	＜主要な業務実績＞ ｉ）情報セキュリティ対策の強化 ア　情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和４年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、次の通り各種取組を推進し、機構の情報セキュリティレベルの向上に努めた。 （ア）情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を開催し、各種情報セキュリティ対策の実施・対応状況、情報セキュリティインシデントの情報	＜評定と根拠＞ 評定：A 仮想化基盤への業務システム統合化を進めて、可用性を高めつつ管理運用を標準化したこと、情報セキュリティの動向を踏まえ前年度活動からメールセキュリティサービスの見直しを実施し、その上で設定した指標を達成していること、及び世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの１日あたりの件数が、 昨年度と比較して約 10 倍（令和３年度：約 250 件／日、令和４年度：約 2,500 件／日）となる中、業務実績に記載した取組の結果、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかったことから、自己評価をＡとした。	＜評定に至った理由＞ 「令和４年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全役職員を対象とした標的型攻撃等の不審メール訓練、研修、情報セキュリティ自己点検やホームページ及びネットワークの脆弱性対策等を実施し、適切な情報セキュリティレベルを確保することに務めた。その結果、世界情勢の変化	

	見直し、対応する。 また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 また、文書管理、情報公開については、法令等に従い 適切に対応する。 ＜関連した指標＞ 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。	ティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。	構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。 また、令和４年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。不定期に行った実地調査により、ルールを遵守できていないことが確認された職員に対して、随時個別研修を行い、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。		共有等を実施した。情報セキュリティインシデントの事例を共有することにより、機構内で同様のインシデントが再発しないよう啓蒙を図った。下半期は 12 月に開催した情報セキュリティ委員会で「情報システムの整備、管理」に係る議題を設定し、PMO (Portfolio Management Office)の設置等体制を整備した。３月に開催した情報セキュリティ委員会では、引き続き情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組の報告、事例共有に加え、令和５年度の情報セキュリティ対策推進計画案、情報セキュリティ教育計画案の審議、並びに情報システムの調達計画について報告した。（７月、12 月、３月）。 （イ）情報セキュリティ対策基準、情報セキュリティ実施手順書の改正 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の令和３年度改定に準じた情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティ実施手順書の改正（４月）を行った。また業務実態に合わせて情報セキュリティ実施手順書の更なる改正を実施した（８月、１月、３月）。機構役職員のみが参加する Web 会議については、自席や執務室内の打合せスペースでの参加を許可したことで、内部での Web 会議開催を容易にした。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（６月）。前回の標的型攻撃メール訓練において、情報セキュリティ実施手順書に定められた行動ができなかった職員に対して個別にフォローアップ研修を行い、通報の重要性や添付ファイル等を開くことによるリスクを詳細に説明した。 また、ランサムウェアによる攻撃が巧妙化していることから、令和５年３月より全役職員を対象に標的型攻撃等の不審メール訓練を実施するようにした。 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を対面およびオンラインのハイブリッド形式で実施し、昨年度は年１回実施のところ、昨今のサイバー攻撃の増加から、外部講師による研修も含めて、年４回実施した。 ・標的型攻撃等の不審メールへの対応や情報セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（７月、11 月）。 ・令和４年度は新たに情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ責任者、管理者を対象に研修を実施し、各部	また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。 ＜課題と対応＞ ○昨今の情勢を受け、サイバー攻撃の数が増えてきているため、政府の方針、令和４年度までの取組等を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し並びに手順書等のマニュアルの更新を行い、更新内容を研修等で周知することで、情報セキュリティの高度化に取り組んでいく。 ○サイバー攻撃への危機意識を確認するため、標的型攻撃メール訓練を実施した結果、定められたルール通りの対応ができていない職員もいたことから、セキュリティ意識向上のため、引き続き、訓練や点検の結果を分析し、効果的な教育を実施する。 ○今後ＤＸを推進していくためにも、各部情報システム担当者に対し定期的な情報提供、最新の情勢に合わせた研修を実施するなど、様々な工夫を凝らしながら全役職員の情報リテラシー向上並びに業務効率化に努める。 ○令和４年度に構築が完了した新しい文書管理システムについては、役職員のシステム利用（電子決裁等）を推進することで、文書管理事務の効率化を図る。	により、ウイルスメール、スパムメール等不審メールの１日あたりの件数が、 昨年度と比較して約 10 倍となる中でも、ウイルス、ランサムウェア感染被害が発生しなかった。 　また、文書管理、情報開示などについては、法令等に基づき、適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられている。 　以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 　昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深めるとともに、リスク低減のための措置、インシデントの早期検知、インシデント発生時の適切な対処・回復等の対策を引き続き継続して行うこと。 ＜その他事項＞ 　特になし。

					情報システムの調達、整備に係る留意事項等の再徹底を図った。（５月） ・令和５年２月には、外部講師を招きサイバー攻撃の脅威及びその対策について研修を実施した。（２月） また、研修後には理解度テストで研修の効果を確認し、誤った理解が多い設問については組織全体で共有し、注意喚起を行った。（９月、12 月）。 （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（11 月）。 情報セキュリティ自己点検の結果を分析し、理解度の低かったポイントを各部の情報セキュリティ責任者に連携し、各部で研修を行うことで情報セキュリティ意識の向上を図った。 （オ）情報セキュリティ監査 ・サイバーセキュリティ基本法 第 26 条第１項第２号の規定等に基づいた独立行政法人及び指定法人を対象とした監査について、令和４年度は当機構が対象となり IPA による監査が実施された（マネジメント監査（９月）、ペネトレーションテスト（12 月））。監査結果報告書を受領し、報告結果を踏まえて、各システムの運用の是正並びに情報セキュリティ実施手順書の改正を行った（３月）。 ・「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した（１月）。 （カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（２月）。 （キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組 NISC 主催の講習や情報システム統一研修等各種研修への参加や展示会へ訪問し最新技術動向等を調査することで、情報システム課員の技術的な知見を広めた。下半期は、得られた知見を踏まえて、令和６年 12 月稼働予定の次期基幹 LAN システムの仕様を検討した。 （ク）サイバー攻撃への対応 世界情勢の変化により、ウイルスメール、スパムメール等不		

					審メールの１日あたりの件数が 昨年度と比較して約 10 倍(令和３年度：約 250 件／日、令和４年度：約 2,500 件／日)となる中、総務部情報システム課を中心に日々の脆弱性情報の収集や迷惑メール対策を実施した。また、全役職員に対し、令和４年度より、国内法人で発生した情報セキュリティに係るニュースを配信し、情報セキュリティ意識の啓もうを図った。また、機構が導入しているインターネットアクセス時のセキュリティ強化及び電子メールのなりすまし防止対策の強化並びに送信者としての情報セキュリティ対策ができていない組織に対して情報提供やアドバイスを行い、正しい設定を案内することで、機構側の対応工数の削減にとどまらず、送信者組織の情報セキュリティレベル向上に努めた。 イ　情報システム管理及び情報セキュリティ対策に関する体制の強化 情報システムの調達経験がある中途職員を採用（８月）し、政府のデジタル化推進に関する方針に、適切に対応するための体制（PMO 業務を見据えた体制）を整備した。		
	また、担当職員等を対象とした文書管理･情報公開研修実績（回数・参加率等）。	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年７月１日法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月５日 法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理･情報公開研修を実施することで、周知	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。	また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	ⅱ）適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年３月 25 日内閣総理大臣決定）に基づき、より一層の事務の適正化及び効率化を図るため、電子決裁機能を含む文書管理システムを構築し、運用を開始した（1 月）。なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（１月）。 情報公開については、情報開示請求４件について、適正に情報の開示等を行った。 また、個人情報保護制度の見直しの留意点等について、個人情報保護委員会から担当者を迎え、個人情報保護研修を実施した（10 月）。		

		徹底を図る。					

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ－４－３	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和５年度行政事業レビューシート　事業番号 2023-環境-22-0203

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	平成 25 年度比で令和２年度までに 10%削減令和 12 年度までに 40%削減（当初目標） 令和 12 年度までに 50%削減（令和４年度修正目標）	平成 25 年度比で 10.1%削減（平成 30 年度実績値）	20.5%削減（暫定値※） 22.4%削減（確定値※）	38.7%削減（暫定値） 40.1%削減（確定値）	42.1%削減（暫定値） 40.8%削減（確定値）	39.4%削減（暫定値）		

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

※暫定値は前年度の係数（CO2 排出係数）を用いて算出したもので、確定値は当年度の係数を用いて算出したもの。令和４年度は、令和３年度の CO_2 排出係数を用いた数値であるため暫定値としている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画（令和４年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
（３）業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を	③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和３年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。 働き方改革の推進に当たっては、職員のワーク・ライフ・バ	＜主な評価指標等＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。	＜主要な業務実績＞ ⅰ）人事、組織の活性化に関する取組 ○組織活性化について 環境省との連携を強化する観点から、理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と計９回の懇談を行い、環境施策における環境省の真のパートナーであることをアピールした。さらに、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き、理事長が全部室長に対して ERCA の将来像の検討を指示し議論した。検討した将来像では、国の環境政策の目標に対して ERCA が積極的な役割を果たし環境・経済・社会の複合的な課題の解決や SDGs	＜評定と根拠＞ 評定：A 理事長が率先して環境省幹部と組織活性化、業務運営体制の強化などを議論し、体制の強化・改善等の取組を積極的に行い、目標達成とアウトプットの充実が伴っていることから自己評価を A とした。 ○理事長自ら環境大臣等をはじめ各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き職員が将来像を検討、それを職員間で議論することで ERCA の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、役員や管	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度やそれに付随する研修制度の着実な運用に加え、多面観察の本格実施、テレワークの推進や勤務シフトの柔軟な運用への見直しなども行い、働き方改革の推進が図られている。さらに、理事長自ら環境大臣等をはじめ環境省の各局長と懇談を実施したことや、「2050 年の機構のあり方」を念頭に置き職員	

	基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。 また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び 民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、 法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容	行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。	ランスに配慮した上で、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの推進等の取組を進める。 さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加や他の機関への出向等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。 加えて、職員の自立性や積極性を養うため、職務へのチャレンジ制度や研修受講への立候補制度などを導入することにより更なる組織の活性化を図る。		に貢献する組織を目指すべきとの方向性をまとめ、それをもとに環境省各部局と意見交換を行った（打合せ実施回数 11 回、９部署）。 また、施策の連携強化のため、令和４年度は環境省等に６名を新たに出向（令和４年度末時点全出向者数９名）させるなど、組織活性化と人材育成を行った。（参考：令和３年度末時点全出向者数５名） 一方、ERCA 内部では、年度初めに管理職が人材育成と組織活性化のためにコミットメントを作成し、社内掲示板で公表する取組や、部内異動を部長権限とし各部の課題に迅速かつ柔軟に対処する取組を実施した。 ア　人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価をマニュアルに沿って、６月に期初目標の設定と期初面談を実施し、11 月に中間面談、令和５年２月に期末面談を行うなど着実な運用に努めた。また、人事評価制度を適切かつ十分に浸透させるため、令和４年度中に新たに着任した役職員全員に対し、その都度制度説明会を実施した。 さらに、令和４年度は、職員の能力や業績をこれまでより処遇に反映できるようにすることで職員の士気向上に資する制度となるように、評価の分布割合や評価を取りまとめるプロセスの改善などの検討を行っている（～３月）。 イ　働き方改革の推進 （ア）ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組 職員がやりがいと達成感を感じられる職場とするため、働く姿を整理し求められる働き方を設定し、これに基づき働く場や仕組みを構築することを目指して、２月に主に各部管理職及び有志メンバーによる働き方改革検討委員会を結成し検討を開始した。 （主な検討課題） ・超過勤務削減 ・テレワークの推進 ・紙文書の削減 ・書庫の削減 ・フリーアドレスの導入 ・固定電話の見直し （イ）１日単位の勤務時間（シフト）の変更 働き方改革を推進する取り組みの一つとして、職員各々の状況に応じた柔軟な働き方を実現するため、従前より定めら	理職、そして若手職員を含めて ERCA が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設けることにより、組織活性化に結びついている。 ○人事評価制度やそれに付随する研修制度については着実な運用に努めつつ、多面観察についても昨年度の試行的な実施を経て本格的に実施した。 ○テレワークの推進や勤務シフトの柔軟な運用への見直し、そしてその他の働き方見直しについて検討委員会を新たに設置して推進を図るなど、従前のやり方にとらわれず見直しや改善を行った。 ○柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和５年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和４年度中に構築を完了した。 ○広報について、ERCA 全体のテーマを決め、テーマに則ったイベント出展をした。SNS についても各部相互に記事をシェア、リツイートし、統一的広報を意識した投稿を増やした。 ○BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図ることができた。 ○法人文書の管理については、電子化によるテレワーク業務への対応や紙の削減などを目的として、新たに電子決裁・文書管理システムを導入し、事務の効率化及び適正化を図った。 ○環境配慮の推進について、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 39.4%の削減を図ることができた。 ○当機構が SIP 第３期の研究推進法人に決定し令和５年度より当該課題に取り組むこととなったことから新たに「SIP 推進課」を設置することとした。また、熱中症に関する新たな業務追加の法改正が閣議決定され、令和６年度施行に向けた事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を設置することとした。このように令和５年度以降に新規に追加となる業務に適切に対応するため、	が将来像を検討、それを職員間で議論することで機構の方向性について共有し、一体感を醸成するなど、機構の役員や管理職、若手職員を含めて機構が将来どのような役割を担うべきかを主体的に考える機会を設け、組織の活性化を図っている。 業務実施体制の強化・改善等については、BCP の全面改訂を行うとともに検証を行うことで、非常時における対応の実効性向上を図っている。 法人文書の管理については、電子化によるテレワーク業務への対応や紙の削減などを目的として、新たに電子決裁・文書管理システムを導入し、事務の効率化及び適正化を図っている。 環境配慮の推進については、実施計画に基づいた取組を着実に行ったことで、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 39.4%の削減を図った。 また、「SIP 推進課」や「熱中症対策プロジェクトグループ」といった令和５年度以降に新規に追加となる業務に適切に対応するための実施体制を構築している。 以上のことから、組織の活性化や業務の実施体制の構築について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」評価とした。 ＜今後の課題＞ 組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図ること。

	の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと 、専門性を有する機関との人材交流を行うこと 等を通じて、各部門の現場レベルでの 効果的な人材登用を図る。 さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。 ＜関連した指標＞ 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行				れている勤務時間の範囲内で、始終業時刻を変更した勤務を柔軟に行えるよう、勤怠管理システムの改修を行うなどにより、１日単位の勤務時間（シフト）の変更を可能とし運用を開始した（２月）。 （ウ）衛生委員会を通じた取組 令和４年度は、毎月１回開催する衛生委員会において、各部における職員の時間外勤務や年有給休暇取得の状況を月単位で把握し、労務の適正管理と職員の健康管理に努めたさらに新型コロナウイルス感染症に対して、集団感染を防ぐ観点で必要な措置について議論した。また、産業医による職場巡視の報告内容を踏まえ、４Ｓ（= 整理・整頓・清掃・清潔）を推進し職場環境の改善を図っている。 （エ）テレワークの推進 「多様で柔軟な働き方」の実現、また新型コロナウイルス感染症の職場でのまん延防止を目的に、テレワーク制度の積極的な活用を推奨した。 また、現行規程上で設けている上限回数（月５回）については、新たに 11 月から電子決裁を基本とする文書管理システムの運用を開始するなど、環境整備が進んできたことを踏まえ、令和５年４月から月８回に変更した（３月）。また、さらなる推進については、上記（ア）の検討委員会において検討することとしている。 （オ）女性活躍推進の取組 令和４年３月に策定した女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を主なテーマとした理事長と職員との意見交換会（８回開催、総数 29 名、各回 60 分）など、女性活躍等に関する意識の醸成等を図った（11～12 月）。 上記行動計画では、令和８年３月 31 日までに女性管理職（課長級以上）に占める女性割合を 18%以上としており、令和４年度末時点では 13.8%となっている。 （カ）障害者雇用に関する取組 障害者雇用数については、令和４年度も法令に定める当機構の基準４名を上回る５名の雇用を、継続して達成した（３月）。 ウ　研修の実施及び人材育成の取組	その実施体制を構築した。 ＜課題と対応＞ ○ERCA の将来像について議論する過程で、ERCA の将来に対する期待と現状ついて認識が共有されたことから、環境省と継続的に議論できる関係を構築するとともに専門性強化に取り組む。 ○組織の活性化について、働き方改革検討委員会での議論などをもとに、更なる推進を図る。 ○BCP は継続的な見直しを通じて実効性を確保し続けることが肝要であることから、引き続き見直し等を継続する。 ○令和４年度に行った政府方針を踏まえた環境配慮のための実施計画の改定に基づき、温室効果ガスの排出量を平成 25 年度比で 50%削減の目標（令和 12 年度）達成に努めるなど、環境配慮への取組を一層推進する。 ○広報展開により参加者、フォロワー数の増加に一定の成果を出しているが、一方で調査の結果、機構の認知度は 46%にとどまることから、これまでの取組に加え、より一層の広報展開の工夫に取り組む。	＜その他事項＞ 特になし。

	政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。				（ア）研修の実施及び見直し 令和４年度研修計画を策定し、自主企画研修（職員が業務遂行能力向上のために、自ら考え企画する研修）を新設し将来像を描ける人材育成を行うこととしている。また、環境省が主催する環境教育リーダー養成研修へ３名が参加し、多様なステークホルダーと双方向型のコミュニケーションの習得をするなど職員の視野を広げる機会を設けた。 ERCA で研修を実施する際には、職員の利便性の向上のため、テレワークでも参加できるオンラインシステムを積極的に活用するとともに、研修当日ではなくても視聴できるようアーカイブ機能を活用した。 さらに、今年度は、公害健康被害補償業務を行う補償業務部の主催で大気汚染とその訴訟等に関する歴史を学び、部門を超えた職員同士の交流を図るため、四日市への出張研修（３回）と報告会を実施し、若手職員を中心に 20 名が参加した。財務部では、国の契約制度を習得する研修を開催するなど、新たな取組を行った（７～９月）。 なお、研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染対策を踏まえ実施した。 （資料編 P110_共通７ 令和４年度実施研修） （イ）多面観察の実施 管理職のマネジメント能力の向上を図るため、各管理職について部下や同僚からマネジメントに関する観察意見を聴取し、その結果をもとに管理職本人による振り返り、管理職同士の意見交換、マネジメント方針（アクションプラン）の作成・更新」を行うといった多面観察を実施した（10～11 月）。 エ　SNS 等を活用した組織的な広報の推進 ERCA の認知度が 46%（令和 3 年度調査）であった現状を踏まえ、ERCA の認知度向上に向けた統一的な広報活動に取り組んだ。 また、「プラスチック」を統一テーマとして各種イベントに出展し、プラスチックに関連した研究成果や NPO 活動の紹介を行い、組織の一体感を演出する出展へと転換を図った。 さらに、新たに地球環境基金部の Facebook（７月）、環境研究総合推進部の Twitter（11 月）を開設し、各部相互に投稿をシェアするなど、連携した投稿を増やすとともに、新たに YouTube 動画計 101 点公開し、チャンネル登録者は 7,694 名（令和４年度末）と順調に増加している（令和３年度末比		

					2,254 名増)。 機構ウェブサイトや各事業 SNS の取り組みを傾向分析し、投稿内容を工夫し、他アカウントからの反応が得やすいように努力した。 （主な出展イベント） ・夏休み自由研究週間　～子ども環境ワークショップ～【実地開催】(小学４年生以上とその保護者等計 13 組参加(25 名))（令和４年７月 30 日） ・令和４年度「こども霞ヶ関見学デー」【オンライン（動画配信)】（視聴回数 46 回）（令和４年８月３日～31 日） ・東京新聞「おやこ SDGs 教室」【ハイブリッド開催】((会場参加：５組 10 名、オンライン参加：19 組 38 名))（令和４年８月 18 日） ・あらたな一歩@サステナブルひろば in ラゾーナ川崎プラザ【実地開催】（78 名参加）（令和４年 10 月 15 日） ・第 15 回川崎国際環境技術展【実地開催】(全体来場者：4,150 名 当機構ブース来場者：262 名 マッチング成立企業：5 社)（令和４年 11 月 17 日～18 日） ・エコプロ 2022【実地開催】(2,000 名以上)（令和４年 12 月７日～12 月９日） ・第 10 回かわさき環境フォーラム【実地開催】16 組（40 名）（令和４年 12 月 17 日）		
		ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。	ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について引き続き内容の点検を行い、実効性を確認する。 法人文書管理体制について、文書管理・電子決裁システムの導入を行う。また、システムの導入に合わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理を進め		ⅱ）業務実施体制の強化・改善等 ア　業務継続計画（BCP）の改訂 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」について、既存の自然災害編の見直しを行うとともに、新たに感染症編を作成するなど全面的に改訂した。この改訂において、非常時優先業務については予め代替要員を定めておくこととした。関係規程についても、初動対応と事業継続対応それぞれに対応する規程体系を構築し業務継続要領を新たに設けるなどにより再整備を図った（９月)。 全面改訂した BCP をもとに、災害対策本部要員が参集しその実効性を確認するための訓練（シミュレーション）を実施した (11 月)。さらに、訓練結果を踏まえつつ、改訂した BCP に関する全職員向けの説明会を実施した（12 月)。 また、非常時優先業務である各種の支払業務について、出勤できない状況でも支払処理ができるようにするため、ファームバンキングシステムからインターネットバンキングシステムへ移行した。なお、システム移行に伴い処理手順が変更		

			る。		となることから、過去の経験者等による代替要員でも的確に処理できるように処理マニュアルを整備した。 イ　文書管理・電子決裁システムの導入 　一元的、効率的な管理の実施、紙の使用削減に伴う環境負荷の低減、書類保管スペースの縮減、さらにはテレワークの推進を目的として、電子決裁・文書管理システムを構築（11月）し、運用を開始した（１月）。 　なお、新システムの導入にあたっては、管理及びその作業要領を全面的に見直す必要があるため、文書管理規程の全部改正等、規程類の整備を併せて行った（１月）。 ウ　新規勤怠管理システムの導入 　柔軟な働き方と安定的な業務遂行の推進するため、令和５年度中の導入に向け新規勤怠管理システムの調達を行い、令和４年度中に構築を完了した。各種就業に関する届出を完全システム化することにより、テレワークや緊急事態宣言等の非常時にも安定的な勤怠管理を可能とする。また、現行の勤怠管理システムから機能を追加することにより、職員の健全な心身の維持や一人ひとりに着目した人事･指導を実現する。 エ　組織の改編 　令和４年度は次の２つの新規業務が令和 5 年度、6 年度に追加されることが決定したため、それに対応する組織変更を行った。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、令和５年１月 27 日付で当機構が SIP 第３期の研究推進法人に決定し、令和５年度より当該課題に取り組むこととなった。この決定を受け、環境研究総合推進部内に新たに「SIP 推進課」を令和５年４月に設置することとし、実施体制を構築した。（３月） ・政府が「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正」を閣議決定（令和５年２月 28 日）し、熱中症の発生予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じることし、当機構に熱中症に関する新たな業務が追加されることになっている。改正法は令和６年４月施行を予定していることから、その事前準備等を行うため「熱中症対策プロジェクトグループ」を令和５年４月に設置することとし、実施体制を構築した。（３月）		
		ⅲ）業務における	ⅲ）業務における環	また､｢独立行政法人環境再生保全機構	ⅲ）業務における環境配慮の推進		

		環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。 温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」について PDCA サイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。 また、令和３年度の事業活動に係る環境配慮等の状況をとり	がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。 ＜その他の指標＞ ― ＜評価の視点＞ ―	ア　環境負荷の低減 業務における環境負荷の低減を図るため、令和４年３月に策定した「2022 年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。また、温室効果ガスの排出抑制への取組として、事務所の区画別の使用状況をまとめて把握し、それを公表することで電気使用量の削減を促進した。令和４年度の電気使用量は、平成 25 年度比で 39.4%削減となった（令和２年度は平成 25 年度比 40.1%減、令和３年度は平成 25 年度比 40.8%減）。 なお、政府方針の改定を踏まえ、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の改定を行い、2030 年度（令和 12 年度）までの新たな目標値を設定した（３月）。 イ　職員の意識啓発 機構内全体の環境配慮に対する意識の底上げを目的として、９月と３月の計２回の自己点検を行い、環境配慮の取組を役職員に促した。 また令和３年度に引き続き、事務所におけるエコバッグ、傘のシェアリングを行ったことやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図っている。 ウ　業務上の環境配慮 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和４年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った。また、令和５年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定めた（３月）。 環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計 145 億円購入した（３月末時点）。 （内訳）（３月末時点） ・東日本高速道路㈱社債　：81 億円 ・西日本高速道路㈱社債　：27 億円 ・首都高速道路㈱社債　：３億円 ・中日本高速道路㈱社債　：１億円		

			まとめ、事業報告書の中で公表する。		・新関西国際空港㈱社債　：７億円 ・九州旅客鉄道㈱社債　：３億円 ・日本郵政㈱社債　：１億円　・豊田通商㈱社債　：１億円 ・福祉医療機構　社債　：５億円 ・沖縄振興開発金融公庫　社債　：３億円 ・東京都公募公債　地方債　：１億円 ・愛知県公募公債　地方債　：１億円 ・国際協力機構　財投機関債　：６億円 ・日本学生支援機構　財投機関債　：１億円 ・鉄道建設・運輸施設整備支援機構　財投機関債　：２億円 ・大学改革支援・学位授与機構　財投機関債　：２億円 令和３年度の事業活動に係る環境配慮の取組については、国民に対する情報発信として「令和３年度事業報告書」にとりまとめ、当機構ホームページに掲載し公表した（６月）。報告書では用紙使用量、廃棄物排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告するとともに、川崎市のグリーンボンド購入に関連して令和３年度に実施した投資家座談会（オンライン）に出席したこと等を報告した。 （資料編 P112_共通８ 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画） （資料編 P118_共通９ 令和４（2022）年度環境配慮のための実行計画） （資料編 P123_共通 10 令和５（2023）年度環境配慮のための実行計画）		
		ⅳ）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況	ⅳ）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化、酷暑による熱中症の増加など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の		ⅳ）災害への対応等 ア　発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣等 令和４年９月の「令和４年度台風第 14 号」及び「令和４年度台風第 15 号」の災害対応のため、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を派遣し（延べ 24 人日）、被災自治体の情報収集等の支援を実施した（令和４年９月 27 日～10 月 14 日）。 イ　災害廃棄物対策に関する内部研修の実施 内部研修会を３回開催し、このうち１回は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）との合同で専門家や被災自治体担当者を講師とした研修会を実施し知見の向上を図った。		

		を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。	災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。				

注３）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

４．その他参考情報